

令和8年3月3日

関係団体 各位

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等 (代替化学名等関係) の施行について

厚生労働省労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解を賜り誠にありがとうございます。厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課です。

2月20日に、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」(令和8年1月20日厚生労働省令第3号)が1/20付け、「労働安全衛生規則第34条の2の6の2の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるもの」(令和8年2月20日厚生労働大臣告示第42号)等が2/20付けで公布等されました。

今回、以下の関連通達において「2 指針関係 (2) 代替化学名の命名方法 第5の代替化学名等による通知を行う場合の記載方法等に関連して、代替化学名等の具体的な記載方法に関するマニュアルを別途発出予定であること。」と、お示ししておりました、代替化学名等作成マニュアルを発出いたしましたのでご連絡いたします。

●労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等(代替化学名等関係)の施行について(令和8年2月20日付け基発0220第5号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001660369.pdf>

●代替化学名等作成マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001663302.pdf>

※上記マニュアルは以下のURLにも掲載しております。

・職場における化学物質対策について | 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03.html

・化学物質による労働災害防止のための新たな規制について | 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

お忙しいところ恐縮でございますが、ご確認のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

以 上